共同生活援助事業開始の為に以下の内容で基金募集を行います。

一般社団法人第131条及び一般社団法人」にこにこ定款第１３条に基き下記の通り基金を募集します。

|  |  |
| --- | --- |
| **基金募集要項**  法人の名称 | 一般社団法人にこにこ |
| 基金の目的 | 本法人の財産的基礎を成し、運営基盤の強化を図ることを目的とします。  その目的の為、一般社団法人にこにこに対する債権を基金に振り替える  ことも方法とする・。 |
| 基金募集計画 | * 基金募集予定額：3,000万円（3,000口） * 基金一口あたりの額：１0,000円 * 基金拠出下限額：10,000円（1口） * 基金拠出上限額：無制限 * 基金募集期間：令和6年3月4日から令和6年5月31日まで * 基金引受申込書の提出先：一般社団法人にこにこ |
| 基金拠出者への告知と  基金支払予定期間 | * 基金拠出者告知方法：令和6年2月中に告知 * 基金支払予定期間：令和6年5月31日まで |
| 基金払込の取引場所 | 一般社団法人にこにこが指定する下記金融機関の口座とする。 なお、振込手数料は引受人負担とする。  振込先：多摩信用金庫　小金井南口支店   * 普通口座： * 口座名義：一般社団法人にこにこ |
| 基金の拠出者の権利に  関する規定 | 本法人の基金に関する定款規定は次のとおりです。  **（基金の供出）**  第１３条　当法人は、社員又は第三者に対し、一般社団法人及び  一般財団法人に関する法律第131条に規定する基金の供出を求める  ことが出来る。  **（基金の募集）**  第１４条　基金の募集、割当て及び払い込み等の手続きについては、  理事が決定するものとする。  **（基金の拠出者の権利）**  第１５条　拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。  **（基金の返還の手続）**  第１６条　基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について  社員総会における決議を得た後、理事が決定したところに従って行う。 |
| お問い合わせ先 | 一般社団法人にこにこ 住所： 184-0012 東京都小金井市中町3－8－4電話：０４２−４０１−２５５６ |